（総務省総合通信基盤局付）総務事務官　村松　茂
内閣府事務官（消費者庁地方協力課長）に昇任させる
（消費者庁地方協力課長）内閣府事務官　林　俊行
国土交通省に出向させる（以上八月八日）

外務省

（在アフガニスタン日本国大使館参事官）外務事務官　松田　誠
アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課長に転任させる（八月二日）
（在ロサンゼルス日本国総領事館領事）外務事務官　進藤　雄介
在インドネシア日本国大使館参事官に転任させる
インドネシア国駐箚特命全権大使を補佐しインドネシア国に在勤する期間公使の名称を与える（八月六日）
（在クウェート日本国大使館兼在イラク日本国大使館参事官（公使））外務事務官　二階堂幸弘
在スイス日本国大使館参事官に転任させる
スイス国駐箚特命全権大使を補佐しスイス国に在勤する期間公使の名称を与える
在リヒテンシュタイン日本国大使館に併任する（八月八日）

文部科学省

大臣官房付　植木　勉
辞職を承認する（七月十一日）
大臣官房文教施設企画部施設助成課長　瀧本　寛
辞職を承認する
研究開発局参事官（宇宙航空政策担当）　小川　壮
科学技術・学術政策局原子力安全課長に任命する
科学技術・学術政策局原子力安全課長　明野　吉成
大臣官房付に任命する（以上七月十二日）
大臣官房付　串田　俊巳
大臣官房文教施設企画部施設助成課長に任命する
同　濱口太久未
大臣官房企画官に任命する
大臣官房企画官　寺門　成真
復興庁に出向させる（以上七月十三日）
大臣官房審議官（高等教育局担当）　奈良　人司
大臣官房審議官（スポーツ・青少年局担当）　有松　育子
研究振興局学術研究助成課長　渡邉　淳平
大臣官房付　徳永　保
科学技術・学術政策局計画官　行松　泰弘
辞職を承認する（各通）
国立教育政策研究所長　徳永　保
大臣官房付に任命する（以上七月三十一日）
大臣官房会計課長　髙橋　道和
大臣官房審議官（初等中等教育局担当）に任命する
大臣官房政策課長　山野　智寛
大臣官房審議官（高等教育局担当）に任命する
大臣官房参事官　山脇　良雄
大臣官房審議官（スポーツ・青少年局担当）に任命する
研究開発局宇宙開発利用課長　佐伯　浩治
大臣官房参事官に任命する
高等教育局高等教育企画課長　義本　博司
大臣官房会計課長に任命する
科学技術・学術政策局政策課長　佐野　太
大臣官房政策課長に任命する
科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官（調整・システム改革担当）　大山　真未
初等中等教育局特別支援教育課長に任命する
国立教育政策研究所教育課程研究センター長　神代　浩
初等中等教育局国際教育課長に任命する
文化庁長官官房著作権課長　永山　裕二
初等中等教育局教科書課長に任命する
大臣官房人事課人事企画官　望月　禎
初等中等教育局主任視学官に任命する
大臣官房付　浅田　和伸
高等教育局高等教育企画課長に任命する
初等中等教育局教科書課長　森　晃憲
高等教育局私学部私学行政課長に任命する
初等中等教育局企画官　谷合　俊一
高等教育局視学官に任命する
政策研究大学院大学大学運営局長　磯谷　桂介
科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官に任命する
科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官（調査・評価担当）　阿蘇　隆之
科学技術・学術政策局計画官に任命する
初等中等教育局主任視学官　袖山　禎之
研究振興局学術研究助成課長に任命する
大臣官房付　柳　孝
研究開発局宇宙開発利用課長に任命する
高等教育局主任視学官　森　孝之
研究開発局参事官（原子力損害賠償担当）に任命する
研究開発局参事官（原子力損害賠償担当）　作花　文雄
大臣官房付　田口　重憲
文化庁に出向させる（各通）
初等中等教育局国際教育課長　中井　一浩
外務省に出向させる
初等中等教育局特別支援教育課長　千原　由幸
大臣官房付に任命する
大臣官房審議官（初等中等教育局担当）　尾﨑　春樹
国立教育政策研究所長に任命する
高等教育局私学部私学行政課長　勝野　頼彦
国立教育政策研究所教育課程研究センター長に任命する
福永　哲夫
国立大学法人鹿屋体育大学長に任命する（再任）
（以上八月一日）

文化庁

文部科学省研究開発局参事官（原子力損害賠償担当）　作花　文雄
長官官房審議官に任命する
文部科学省大臣官房付　田口　重憲
長官官房著作権課長に任命する
文部科学省大臣官房文部科学広報官　長谷川和弘
文化部宗務課長に任命する
長官官房審議官　芝田　政之
長官官房著作権課長　永山　裕二
文化部宗務課長　佐藤　安紀
文部科学省に出向させる（各通）（以上八月一日）

農林水産省

（大臣官房政策課調査官）農林水産事務官　山口潤一郎
外務省に出向させる（八月七日）

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、八月九日シンガポール国の国祭日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
御答信
天皇陛下から六月十一日フィリピン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月二十五日御答信があった。
天皇陛下から七月十日モンゴル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月三十一日御答信があった。
御答電
天皇陛下から七月二十日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十五日御答電があった。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、平成22年10月１日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）については、本年９月30日をもってその任期定期間が経過することとなるため、新たに同法第５条及び同法施行令第２条第２項の規定に基づき、当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年８月10日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。